

議案第6号

鳥取県附属機関条例の一部改正について

次のとおり鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年9月17日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項各号に掲げる事項
略	

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項各号に掲げる事項
鳥取県原子力防災専門家会議	環境放射線等のモニタリングの評価及び原子力災害その他の緊急時における防災対策等に関する事項
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。